Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和6年2月16日 不動産・建設経済局 建設市場整備課

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について

〇 令和5年度に実施した公共事業労務費調査に基づき、公共工事設計労務単価を決定し、 令和6年3月から適用することとしたので、お知らせします。

【改訂後の単価のポイント】

- 1 今回の決定により、全国全職種単純平均で前年度比5.9%引き上げられることになります。(資料1)
- 2 また、必要な法定福利費相当額を加算するなどの措置を行った平成25年度の改訂から12年連続の引き上げにより、全国全職種加重平均値が23,600円となりました。(資料2)
- 3 労務単価には、<u>事業主が負担すべき人件費(必要経費分)は含まれていません</u>。よって、<u>下請代金に必要経費分を計上しない、又は下請代金から値引くことは不当行為で</u>す。(資料3)

【問い合せ先】

不動産・建設経済局 建設市場整備課 建設キャリアアップシステム推進室

課 長 補 佐 三 道 (内線: 24863) 指導調整係長 玉 田 (内線: 24865) 電 話 番 号 03-5253-8111【代表】

03-5253-8283【夜間直通】

資料 1

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) 4月から適用される<u>時間外労働の上限規制に対応するために必要な費用</u>を反映

全国

全 職 種 (23,600円) 令和5年3月比; +5. 9% (平成24年度比; +75. 3%)

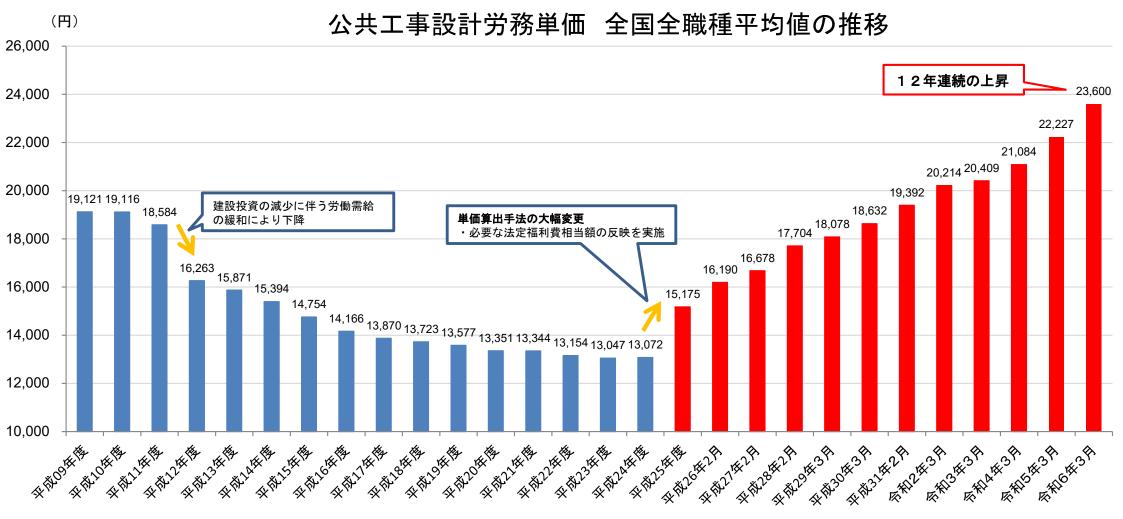
主要12職種※ (22,100円) 令和5年3月比; +6. 2% (平成24年度比; +75.7%)

※「主要12職種」とは通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

主要12職種

職種	全国平均值	令和5年度比	職種	全国平均值	令和5年度比
特殊作業員	25,598円	+6.2%	運転手 (一般)	23,454円	+7.2%
普通作業員	21,818円	+5.5%	型 わ く エ	28,891円	+6.6%
軽 作 業 員	16,929円	+6.3%	大 エ	27,721円	+4.9%
と び エ	28,461円	+6.2%	左官	27,414円	+5.0%
鉄 筋 工	28,352円	+6.6%	交通誘導警備員A	16,961円	+6.4%
運転手 (特殊)	26,856円	+6.3%	交通誘導警備員B	14,909円	+7.7%

注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出



参考:近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

			H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	H24比
全	消	捷 種	+ 15.1% →	+7.1%	+4.2% →	+4.9% -	→ +3.4% —	+2.8% -	· +3.3% -	→ +2 .5%	+1.2% -	→ +2 .5% –	→ + 5.2% →	+5.9%	+75.3%
主	要12	2職種	+ 15.3% →	+6.9%	+ 3.1% →	+6.7% -	→ + 2.6% —	+2.8% –	→ + 3.7% –	→ + 2.3% —	+1.0% –	+ 3.0% −	→ + 5.0% →	+6.2%	+75.7%

- 注1)金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。
- 注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。
- 注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

- 労働者本人が受け取るべき賃金を基に、日額換算値(所定内労働時間8時間)として労務単価を設定
 - ⇒ 例えば、日給制の労働者が受け取る日当よりも広い概念。法定福利費も全額反映
- 労務単価には、事業主が負担すべき必要経費(法定福利費、安全管理費等)は含まれていない。
- 事業主が下請代金に必要経費分を計上しない、又は下請代金から必要経費を値引くことは不当行為

※イメージ図

新単価の加重平均 23,600円(100%)

労働者本人が受け 取るべき賃金 (≒労務単価)

法定 福利費 (個人負担分) 15~16%

基本給相当額 (日額相当)

基準内手当 (日額相当) 臨時の給 与の日額 換算

(賞与等)

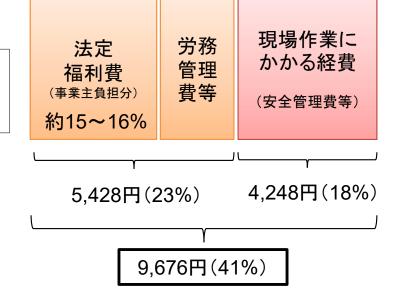
実物 給与

(食事等)

含まれな い手当等

> (超過勤 務手当 等)

この他に事業主が 支払う人件費 (必要経費)



労務単価が23,600円(100%)の場合には、事業主が労働者一人の雇用に必要な経費は、33,276円(141%)になることに留意が必要

令和6年2月

1. 令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について

決定した都道府県別・職種別の公共工事設計労務単価一覧を「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」に示す。なお、労務単価の決定にあたり、引き続き、法定福利費相当額、義務化分の有給休暇取得に要する費用、時間外労働時間を短縮するために必要な費用を反映している。加えて、元請企業から下請企業を経由せず、直接支給する手当がある実態を踏まえ、この手当を新たに反映している。

公共工事設計労務単価は、国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課及び各地方整備局技術管理担当課等で閲覧できる。

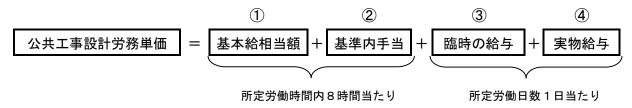
2. 公共工事設計労務単価について

(1) 公共工事設計労務単価の構成

公共工事設計労務単価は、次の $(1)\sim(4)$ で構成される (図-1)。

- ① 基本給相当額
- ② 基準内手当(当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当)
- ③ 臨時の給与(賞与等)
- ④ 実物給与 (食事の支給等)

図-1 公共工事設計労務単価の構成



- (2)公共工事設計労務単価に含まれない賃金、手当、経費
 - ① 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
 - ② 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当
 - ③ 現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般 管理費等の諸経費

例えば、交通誘導警備員A、Bの単価については、警備会社に必要な諸経費費(現場管理費及び一般管理費等)は、含まれていない。

(3) 留意事項

公共工事設計労務単価は公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、以下 の点について十分留意すること。

・ 本単価に含まれる賃金の範囲は(1)のとおりであり、(2)に示すものは含まれないこと(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている)

なお、労働者の雇用に伴う必要経費を含めた金額を参考に示す。

3. 公共事業労務費調査の概要について

(1)調査目的

公共工事の発注に際し必要となる予定価格の決定にあたっては、「予算決算及び会計令」において、取引の実例価格、需給の状況等を考慮して適正に定めることとされている。

これに基づき、農林水産省及び国土交通省では、公共工事の予定価格の積算に必要な公共工事設計労務単価を決定するため、所管する公共事業等に従事した建設労働者等に対する賃金の支払い実態を、昭和45年より毎年定期的に調査している。

(2)調査方法

① 調査対象工事

農林水産省及び国土交通省所管の直轄・補助事業等のうち、令和5年10月に施工中の1件当たり1,000万円以上の工事を選定母集団として、無作為に抽出。未着工、完了等の無効となった工事を除く有効工事件数は、9,742件。地方別の有効工事件数を表-1に示す。

② 調査の実施方法

調査対象者は、調査対象工事に従事する51職種の建設労働者等(各職種の定義・作業内容を「調査対象職種の定義・作業内容」に示す)。労働基準法により使用者に調製・保存が義務付けられている賃金台帳から、請負業者(元請会社及び協力会社)が転記する等して調査票を作成。調査票記載内容を照合・確認することにより、賃金の支払い実態を把握。

表-1 有効工事件数及び有効標本数

地方連絡協議会名	有効工事件数	有効標本数 (人)
北海道	759	7,556
東北	1,081	10,163
関東	1,596	15,167
北陸	793	6,867
中部	1,162	8,101
近畿	1,030	8,112
中国	900	7,220
四国	820	5,493
九州	1,126	7,909
沖縄	205	1,653
全国計	9,472	78,241

③ 有効標本数

賃金台帳の不備等による不良標本を除いた有効標本数は、全職種で78,241人。 地方別の有効標本数を表-1に示す。

④ 公共工事設計労務単価の決定

有効標本について、所定労働時間内8時間当たりに換算し、都道府県別・職種別に 集計。集計結果を基に、公共工事設計労務単価を決定。

なお、建築ブロック工については、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計 労務単価として設定するに至らなかった。

⑤ その他

令和5年10月調査の対象となった工事の件名及び請負会社名(元請)については、各地方連絡協議会事務局(国土交通省各地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の技術管理課等)において、割増対象賃金比については国土交通省ホームページにおいても閲覧できる。

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する 費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な 諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

											単位:円
地方連絡 協議会名	即坦州东石	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とびエ	石工	ブロックエ	電工	鉄筋工
北海道	01 北海道	23,600	20,000	17,500	22,700	30,800	27,700			25,300	27,300
東北	02 青森県	27,400	20,700	16,600	22,500	31,400	28,900		28,900	23,200	29,600
	03 岩手県	26,000		17,100	23,700	33,000	27,700		28,900	24,400	29,400
	04 宮城県	27,600	22,100	18,500	24,800	34,000	31,500		29,000	26,100	35,500
	05 秋田県	26,100	21,200	18,000	23,600	31,900	28,900		29,300	24,200	30,700
	06 山形県	26,000	21,000	18,800	23,900	30,100	28,800	28,500	28,800	25,000	30,900
	07 福島県	27,700	22,000	20,100	24,500	33,000	31,300	30,200	29,200	25,600	31,300
関東	08 茨城県	25,100	24,000	16,100	25,100	28,200	29,200	30,700	29,000	25,700	28,200
	09 栃木県	24,800	22,400	15,900	24,800	29,900	27,600	30,800	29,000	25,300	28,100
	10 群馬県	24,900	23,700	17,100	25,000	31,300	26,300	29,600	28,800	24,800	27,300
	11 埼玉県	26,700	24,300	16,900	24,700	29,900	30,400	30,800	29,100	27,200	30,200
	12 千葉県	27,600	23,900	16,800	25,800	29,800	31,500	31,400	29,100	27,500	31,400
	13 東京都	28,300	25,400	17,600	25,900	31,600	31,200	31,400	29,200	30,100	30,900
	14 神奈川県	28,500	25,300	17,200	25,200	29,900	31,300	31,200	28,900	27,700	29,000
	19 山梨県	27,200	25,200	16,800	25,100	30,900	27,900	31,100	28,700	27,100	28,400
	20 長野県	26,200	23,200	17,800	24,900	29,700	27,500	28,800	27,100	25,400	26,600
北陸	15 新潟県	26,100	21,900	19,700	23,600	31,900	27,200	27,200	28,600	24,600	28,600
	16 富山県	29,000	23,200	18,400	23,300	33,900	30,500			25,800	30,900
	17 石川県	28,200	24,000	18,400	23,200	34,200	30,800			26,000	30,500
中部	21 岐阜県	26,600	23,500	17,600	24,900	31,100	29,400			23,800	28,800
	22 静岡県	26,200	24,700	15,900	23,900	30,700	28,300	31,200	33,400	25,100	29,400
	23 愛知県	27,700	23,500	18,100	24,200	32,200	30,200			23,900	28,800
	24 三重県	26,400	22,700	17,100	25,200	31,700	30,900			24,000	29,200
*C \$1\$	10 短井周	04.400	00.000	15.000	00.500	07.700	05 100		00.000	00.500	00.100
近畿	18 福井県 25 滋賀県	24,400	20,000	15,600	23,500	27,700	25,100		29,300	22,500	26,100
	26 京都府	24,700 24,000	21,300 22,300	16,300 15,300	24,300 24,300	28,900 28,000	26,600 26,300		29,000	23,900 23,300	27,400 26,500
	27 大阪府	25,700	21,800	15,200	24,300	29,000	28,000			24,300	27,000
	28 兵庫県	23,200	22,000	15,300	23,200	27,500	26,600		28,900	23,000	25,300
	29 奈良県	25,900	21,900	16,200	25,400	28,900	27,200		20,000	23,900	27,100
	30 和歌山県	25,100	22,200	15,700	24,000	27,900	27,000			24,100	26,000
	111.377-1714		,	,	,		,			,	,
中国	31 鳥取県	21,600	16,800	15,200	21,800	25,300	24,100		23,900	21,500	25,400
	32 島根県	22,000	18,100	15,300	21,100	24,200	24,000			21,500	25,000
	33 岡山県	23,300	19,700	15,600	22,200	26,000	25,100		23,800	22,100	25,500
	34 広島県	23,600	20,500	15,400	21,200	26,200	24,700			22,800	24,300
	35 山口県	22,000	18,800	15,300	21,400	25,400	24,700			22,400	25,100
四国	36 徳島県	23,300	21,900	15,800	21,800	30,700	25,300			23,700	24,500
	37 香川県	24,200	22,600	15,800	22,300	28,700	25,400			24,200	24,800
	38 愛媛県	22,900	19.700	15,300	22,100	28,300	25,200			23,100	23,400
	39 高知県	22,600	20,100	16,300	22,600	29,400	25,700			23,100	23,500
											•
九州	40 福岡県	25,600	21,900	14,900	22,200	27,100	27,000	29,000	26,500	24,100	26,200
	41 佐賀県	22,600		14,500	22,200	26,700	25,500	29,500	26,900	23,700	25,800
	42 長崎県	23,600	19,800	15,300	22,900	26,500	25,300	29,700	26,700	22,700	25,700
	43 熊本県	24,100	20,300	16,100	22,500	27,800	26,500	29,600	26,500	22,300	26,500
	44 大分県 45 宮崎県	23,000	19,000	15,200	22,200	25,700	26,000	29,100	26,100	22,600	26,300
	46 鹿児島県	25,700 28,200	18,500 19,900	15,300 16,400	22,300 21,900	25,900 30.000	26,300 26,800	29,500 29,500	26,100 26,100	22,100 22,700	24,800 26,200
	70 此兀局乐	20,200	18,800	10,400	21,900	30,000	20,000	28,500	20,100	22,700	20,200
沖 縄	47 沖縄県	25,300	21,400	16,000	21,700	25,400	31,900			19,900	29,200

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する 費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な 諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

											単位:円
地方連絡 協議会名	都道府県名	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手 (特殊)	運転手 (一般)	潜かんエ	潜かん 世話役	さく岩エ	トンネル 特殊エ	トンネル 作業員
北海道	01 北海道	28,700	27,800	30,100	24,900	20,700	38,400	47,700		43,800	31,100
東北	02 青森県	26,700	25,400	28,100	31,700	28,100	37,900	47,100	33,900	42,300	30,000
	03 岩手県	27,000	26,500	28,300	31,000	25,500	37,800	47,100	33,800	44,600	30,200
	04 宮城県	30,500	31,000	30,500	32,600	28,500	37,700	46,700	33,600	44,600	30,100
	05 秋田県	27,800	27,700	29,100	30,900	29,100	38,200	47,700	34,300	43,700	30,900
	06 山形県	28,700	30,600	30,300	28,900	25,600	38,000	47,100	34,000	43,300	30,500
	07 福島県	28,600	30,700	30,200	27,600	24,300	38,000	47,000	33,900	43,200	30,000
関東	08 茨城県	25,800	28,800	31.700	28,200	23,000	34,900	41.500	35,500	36,200	29,200
	09 栃木県	26,700	30,300	32,500	25,400	23,900	35,000	41,500	35,500	36,700	29,600
	10 群馬県	26,200	26,400	30,300	25,400	21,500	35,000	41,600	35,500	39,500	29,500
	11 埼玉県	27,200	30,800	31,600	29,300	25,200	34,900	41,500	35,500	34,900	29,300
	12 千葉県	27,200	31,100	31,800	28,500	25,200	35,000	41,500	35,500	34,800	29,300
	13 東京都	28,000	32,700	33,800	28,900	23,600	35,000	41,600	35,600	33,900	29,400
	14 神奈川県	28,000	32,700	34,600	30,000	25,200	35,000	41,600	35,500	37,600	29,300
	19 山梨県	28,300	30,900	33,300	28,900	24,600	35,200	41,700	35,700	36,400	29,400
	20 長野県	26,600	27,700	29,500	25,800	22,200	35,200	41,700	35,700	38,400	29,700
北 陸	15 新潟県	27,500	28,300	29,700	25,600	23,300	38,500	47,700	34,400	45,500	31,200
	16 富山県	30,500	30,200	31,000	27,000	23,200	38,500	47,700	34,400	46,400	30,900
	17 石川県	30,000	29,800	30,700	26,500	24,400	38,700	47,800	34,500	46,400	31,600
中部	21 岐阜県	28,000	28.300	30,700	28,300	24,500	35.600	44,000	33,500	42,500	31,300
1 4	22 静岡県	30,400	30,100	33,100	27,600	24,800	35,500	44,000	33,500	42,100	31,100
	23 愛知県	28,500	29,700	32,400	27,900	25,300	35,700	44,100	33,500	41,500	31,100
	24 三重県	29,700	28,800	31,900	27,400	24,300	35,600	44,200	33,600	42,600	30,800
1⊆ 8l8	10 57 4月	05.000	07.000	00.500	04.000	00.000	05.000	40.000	00.000	40.100	20.000
近 畿	18 福井県	25,600	27,200	28,500	24,200	23,900	35,000	42,300	29,000	43,100	30,800
	25 滋賀県	25,100	27,300	29,800	25,100	22,900	35,000	42,200	28,800	43,600	30,800
	26 京都府	25,400	28,100	29,600	23,800	22,000	35,000	42,200	28,800	42,800	29,600
	27 大阪府	25,900	29,000	29,200	25,600	22,300	35,100	42,200	28,900	42,500	29,400
	28 兵庫県	24,400	26,000	28,900	24,100	22,000	35,100	42,200	28,900	42,100	29,400
	29 奈良県	25,900	28,900	30,700	24,800	22,500	35,000	42,200	28,900	43,300	29,600
	30 和歌山県	25,300	28,200	29,300	23,400	21,900	35,100	42,200	28,900	41,300	29,300
中国	31 鳥取県	23,500	25,100	26,700	19,800	18,100	33,500	41,600	30,500	40,100	27,800
	32 島根県	22,800	23,300	24,500	21,600	18,500	33,500	41,600	30,500	41,000	28,700
	33 岡山県	23,900	25,000	26,900	23,200	20,800	33,600	41,700	30,600	39,200	28,500
	34 広島県	23,700	23,800	24,700	23,700	20,800	33,500	41,500	30,400	41,100	28,400
	35 山口県	23,200	23,000	25,100	21,900	20,100	33,600	41,700	30,600	41,700	28,700
四国	36 徳島県	24,500	25,100	26,900	21,700	20,700	34,900	43,200	27,600	38,300	27,600
	37 香川県	24,600	25,100	27,000	23,300	21,700	34,800	43,100	27,600	38,600	27,500
	38 愛媛県	24,500	25,100	27,000	23,700	21,400	34,900	43,200	27,700	38,500	27,400
	39 高知県	24,600	25,400	27,100	24,200	21,900	34,900	43,200	27,600	38,600	27,500
九州	40 福岡県	23,800	26,900	27,900	24,800	22,400	36,900	45,700	34,200	40,400	28,500
' ' '	41 佐賀県	24,200	27,700	27,500	27,400	23,200	37,000	45,900	34,400	39,200	29,000
	42 長崎県	23,800	27,300	27,000	23,400	21,500	37,100	46,000	34,500	40,200	29,200
	43 熊本県	24,100	27,200	27,500	24,300	22,100	37,200	46,100	34,400	40,500	28,100
	44 大分県	24,200	26,000	27,100	26,000	24,800	37,100	46,000	34,500	39,400	28,000
	45 宮崎県	24,000	26,600	26,300	26,000	23,000	37,000	45,900	34,400	41,100	28,000
	46 鹿児島県	24,000	27,100	27,400	28,800	26,300	37,100	46,000	34,500	40,900	28,400
: 6 ж	47 :h/#!B	00.700	07.500	07.000	00.000	00.400	07.000	40.000		01.000	05.400
沖縄	47 沖縄県	22,700	27,500	27,200	28,600	26,400	37,300	46,300		31,200	25,400

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する 費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な 諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

						1					単位:円
地方連絡 協議会名	都道府県名	トンネル 世話役	橋りょう 特殊エ	橋りょう 塗装エ	橋りょう 世話役	土木一般 世話役	高級船員	普通船員	潜水士	潜水連絡員	潜水送気員
北海道	01 北海道	43,200	33,000	35,400	43,600	26,900	30,400	24,900	45,600	31,500	29,700
± 11.	00 丰大旧	40.000	00.400	27.000	40.000	22.222	04.400	25.000	50.000	04.000	0.4.000
東北	02 青森県	43,600	32,400	37,200	42,300	32,000	31,400	25,600	52,200	34,200	34,000
	03 岩手県	43,700	32,500	37,300	43,800	31,900	31,500	25,500	54,300	35,600	35,800
	04 宮城県	43,400	32,300	37,000	47,900	32,100	31,300	25,400	59,400	38,900	38,700
	05 秋田県	44,100	33,300	37,600	44,100	33,500	31,800	25,900	54,500	35,500	35,500
	06 山形県	43,800	32,900	37,300	42,800	31,000	31,500	26,800	54,400	35,600	35,400
	07 福島県	43,600	32,500	37,300	42,700	29,200	31,500	26,800	54,400	35,600	35,700
関東	08 茨城県	38,600	32,700	33.500	37,400	29,000	38,400	29,400	43,900	29.700	31,900
	09 栃木県	38,600	33,100	33,400	37,700	28,900	38,400	29,400	44,100	30,500	32,200
	10 群馬県	38,400	32,900	33,400	37,700	29,000	38,500	29,400	45,900	29,800	31,400
	11 埼玉県	38,600	33,700	33,500	37,900	29,400	36,400	29,400	45,700	34,400	33,600
	12 千葉県	38,500	33,100	33,500	37,900	30,000	36,400	29,400	45,700	34,400	33,700
	13 東京都	38,400	32,900	33,600	38,500	31,000	36,600	29,500	47,200	34,500	33,500
	14 神奈川県	38,400	32,600	33,600	37,600	31,400	36,500	29,400	46,300	33,500	32,200
	19 山梨県	38,700	32,900	33,600	36,900	29,800	36,400	29,300	46,800	32,900	32,300
	20 長野県	38,400	33,100	33,800	36,500	29,000	36,700	29,400	44,900	31,200	32,300
	1 - 1 - 1 - 1 - 1										
北陸	15 新潟県	48,200	35,800	43,100	41,400	26,900	35,400	27,700	48,200	30,600	32,500
	16 富山県	47,800	35,700	43,100	42,500	28,600	33,800	27,600	49,000	30,700	33,300
	17 石川県	48,100	36,100	43,300	43,500	30,700	34,000	27,900	47,500	31,900	31,500
中部	21 岐阜県	43,900	33,500	38,000	39.600	29,300	33,800	26,600	43,400	29,400	26,800
'	22 静岡県	43,800	34,300	38,000	39,900	29,500	33,600	26.500	49,500	31,900	30,300
	23 愛知県	43,900	33,400	38,100	39,200	29,300	33,700	26,600	46,600	31,300	27,200
	24 三重県	43,900	33,500	38,200	40,800	28,300	33,400	26,400	46,600	30,500	27,100
近畿	10 57 41 目	40.000	20.000	20.000	40.000	00.000	01.000	04.500	07.500	07.000	00.700
21. 蔵	18 福井県 25 滋賀県	43,000 43,800	32,800 32,400	32,200 31,900	40,000 39,500	26,600 26,900	31,000 29,000	24,500 24,700	37,500 37,700	27,200 28,300	29,700 29,400
		43,200	32,400	31,900	39,500	26,500	29,000	24,700	37,700	28,300	29,400
	26 京都府 27 大阪府	43,200	32,400	31,900	40,300	27,500	31,100	24,700	38,200	20,300	29,700
	28 兵庫県	43,100	32,800	32,100	39,900	26,100	29,800	24,800	39,200		30,300
	29 奈良県	43,100	32,400	31,900	39,400	27,700	30,400	24,400	37,400	28,300	29,600
	30 和歌山県	43,300	32,400	32,000	39,500	27,700	29,100	24,800	37,400	28,300	29,100
	00 作吸出来	40,200	02,400	02,000	00,000	27,000	23,100	24,000	07,400	20,000	23,100
中国	31 鳥取県	44,000	28,700	29,000	36,000	24,300	28,900	23,300	44,100	30,600	31,000
	32 島根県	44,000	28,700	29,000	35,600	23,300	28,900	23,300	44,300	32,300	31,200
	33 岡山県	44,400	29,000	29,000	36,000	25,000	29,400	23,300	44,100	30,700	31,200
	34 広島県	43,900	29,000	29,000	36,000	24,200	29,000	23,800	44,900	32,700	31,500
	35 山口県	44,100	29,000	29,000	36,000	24,800	28,900	23,100	45,000	32,700	31,600
四国	36 徳島県	39,700	31,700	32,000	36,800	26,400	38,300	29,200	47,700		25,100
	37 香川県	39,900	31,600	32,000	37,200	26,400	38,400	30,500	48,500		25,600
	38 愛媛県	39,900	31,400	32,100	35,900	27,700	38,100	29,200	48,300		25,200
	39 高知県	39,600	31,700	32,100	36,800	26,200	38,100	28,700	48,100		25,300
九州	40 福岡県	43,400	31,700	32,200	37,900	29,000	33,100	25,800	41,100	27,000	27,900
	41 佐賀県	43,700	31,800	32,400	38,300	27,700	33,000	25,900	41,400	27,100	28,000
	42 長崎県	43,700	31,800	32,500	38,300	27,300	31,700	24,900	41,100	26,900	27,700
	43 熊本県	43,600	31,800	32,400	36,900	28,400	33,200	25,300	41,300	27,100	27,900
	44 大分県	43,700	31,800	32,500	37,500	28,700	33,100	25,500	41,400	27,000	27,800
	45 宮崎県	43,700	31,800	32,400	38,100	29,100	31,700	24,900	41,300	26,900	27,700
	46 鹿児島県	43,600	31,800	32,500	38,400	31,500	31,500	24,900	41,500	27,000	28,000
沖 縄	47 沖縄県	41,000	37,800	28,500	44,000	30,700	27,700	25,300	49,200	31,400	34,900
, 1 dec	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	. 1,000	27,000	_5,550	. 1,000	55,750	_,,,50	_0,000	.5,250	31,130	3 1,000

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する 費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な 諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

地方連絡 協議会名	都道府県名	山林砂防工	軌道工	型わくエ	大工	左官	配管工	はつりエ	防水工	板金工	単位:円
	01 北海道	36,500	32,900	26,400	28,100	28,300	24,100	28,200	30,200	28,700	
<u> </u>											
	02 青森県		37,800	33,700	29,600	30,100	23,600	27,400	26,800	28,000	22,500
	03 岩手県 04 宮城県		37,700	34,000	30,400	31,900 34,600	25,200	27,400	27,000	28,200	22,500 22,600
	05 秋田県		37,800 38,200	38,400 30,700	33,000 33,000	30,800	26,400 23,100	27,200 27,800	29,600 27,800	30,600 28,200	22,800
	06 山形県		34,100	30,700	28,500	30,800	25,400	27,500	30,900	29,000	22,600
	07 福島県		41,700	28,700	31,600	30,200	25,900	27,400	30,500	29,400	22,600
-	07 旧山八		41,700	20,700	01,000	00,200	20,000	27,100	00,000	20,400	22,000
関東	08 茨城県	30,700	54,700	28,700	29,100	29,700	26,000	28,400	30,700	31,300	24,200
	09 栃木県	30,600	55,600	28,400	29,500	30,000	26,100	28,500	31,700	31,700	24,20
	10 群馬県	30,800	51,600	28,300	28,500	26,500	25,200	28,500	29,200	28,900	24,20
	11 埼玉県	30,600	55,700	29,800	28,700	29,800	25,800	28,500	32,900	32,200	
	12 千葉県	30,600	57,000	28,900	28,700	30,300	26,300	28,500	33,000	32,300	
	13 東京都	30,700	54,400	30,000	28,800	30,800	27,000	28,600	34,200	32,400	
-	14 神奈川県	30,700	52,800	29,900	28,700	29,900	25,600	28,500	31,300	31,700	
	19 山梨県	30,700	52,300	30,000	28,900	29,500	25,600	28,500	30,900	31,300	
•	20 長野県	30,800	46,300	26,400	28,200	25,500	24,900	28,700	28,800	29,300	24,700
北陸	15 新潟県	32,000	34,400	26,700	27,800	27,600	24,800	28,900	27,100	28,900	23,600
	16 富山県	31,300	39,800	29,600	28,500	28,600	24,900	28,800	27,100	29,300	
-	17 石川県	31,500	40,700	29,100	28,600	28,200	25,300	29,000	28,300	29,800	
中部	21 岐阜県	32,800	45,100	30,200	31,300	26,900	24,200	28,200	27,100	29,300	
	22 静岡県	32,500	48,300	28,400	31,200	28,400	24,300	28,200	29,800	30.500	25.000
	23 愛知県	32,700	45,900	30,500	31,700	27,600	24,600	28,200	29,300	29,700	20,00
	24 三重県	32,600	47,500	28,500	31,300	27,000	24,900	28,300	29,200	31,800	
近 畿	18 福井県	26,500	40,600	27,100	25,500	25,700	23,800	28,900	26,100	26,900	
	25 滋賀県	26,400	40,700	27,500	26,600	26,600	24,500	28,800	26,800	26,900	
	26 京都府	26,400	41,300	28,400	26,300	26,900	24,400	28,800	26,800	27,500	
	27 大阪府	26,400	43,000	30,000	26,400	27,100	25,000	28,800	26,900		
	28 兵庫県	26,400	40,300	28,200	26,200	25,700	22,500	28,800	26,000	28,000	
	29 奈良県	26,400	44,200	29,600	26,600	27,700	25,000	28,800	26,800	27,500	
-	30 和歌山県	26,400	41,800	30,000	26,400	27,200	24,000	28,900	26,600	27,600	
中国	31 鳥取県		37,500	24,400	23,500	22,400	21,500	26,600	25,900	24,000	
	32 島根県		31,300	23,500	23,900	21,600	21,200	26,900	24,600	23,500	
	33 岡山県		35,800	25,300	23,500	22,700	22,200	26,700	26,300	23,900	
	34 広島県		31,400	24,600	23,800	22,400	21,400	26,800	25,300	23,200	
-	35 山口県		31,600	23,600	24,100	22,000	21,700	27,000	25,000	23,600	
	36 徳島県	25,100	32,400	25,900		25,000	22,000		25,000		
	37 香川県	25,100	32,400	25,800		25,000	23,000		25,100		
F	38 愛媛県	25,200	32,400	25,700		24,800	21,900		24,800		
•	39 高知県	25,100	32,400	25,300		24,700	21,600		24,800		
九州	40 福岡県		32,800	25,800	25,600	26,000	22,800	27,700	26,500	25,400	
	41 佐賀県		34,400	28,000	25,800	26,200	22,400	27,900	26,800	25,600	
F	42 長崎県		33,900	25,600	25,700	26,100	22,300	27,800	26,400	25,800	
	43 熊本県		33,800	25,800	25,800	25,700	21,900	27,800	26,600	25,400	
H	44 大分県		33,600	25,000	25,500	25,800	22,700	27,800	26,600	25,600	
	45 宮崎県		33,200	26,200	25,300	25,700	21,700	27,900	26,300	25,500	
-	46 鹿児島県		33,400	28,800	25,900	26,200	22,100	27,800	26,400	25,600	
沖 縄	47 沖縄県			29,800		28,500	20,300		35,000		

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する 費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な 諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

地方連絡 協議会名	都道府県名	サッシエ	屋根ふきエ	内装工	ガラスエ	建具工	ダクトエ	保温工	設備機械工	交通誘導警 備員A	単位:円 交通誘導警 備員B
北海道	01 北海道	28,100		27,100	24,200		23,600	27,200	27,100	16,900	14,000
東北	02 青森県	30.200		26,600	25,600	25,800	22,400	25,400	26,200	15,600	13,500
	03 岩手県	30,200		26,800	25,600	25,800	22,400	25,300	26,000		14,100
	04 宮城県	32,400		29,300	25,200	25,900	23,200	25,300	26,100	18,200	15,200
	05 秋田県	30,900		27,200	25,900	26,100	22,800	25,700	26,500	16,000	13,500
	06 山形県	30,100		28,400	25,600	25,200	24,100	25,500	26,300	17,900	15,100
	07 福島県	30,700		29,200	25,600	26,700	23,700	25,500	26,100	18,200	15,200
関東	08 茨城県	20 500		21 200	20.000	26 000	26 600	06 100	26.400	17.000	16 400
	08 次城県 09 栃木県	30,500 30,600		31,300 31,900	29,800 29.700	26,900 26,900	26,600 26,300	26,100 26,100	26,400 26,400	17,900 17,500	16,400 15,200
	10 群馬県	29,500		31,900	29,700	25,700	25,400	26,100	26,400	16,700	14,800
	11 埼玉県	30,100		31,500	29,800	26,800	26,900	26,100	26,400	17,700	15,900
	12 千葉県	30,100		30,900	29,800	26,900	26,500	26,100	26,400	18,300	16,000
	13 東京都	30,400		31,300	29,900	26,900	27,000	26,200	26,400	19,000	16,600
	14 神奈川県	29,900		31,700	29,900	25,700	26,000	26,100	26,400	18,800	16,600
	19 山梨県	30.100		31,900	29,900	25,700	25,900	26,100	26,400	17,200	15,200
	20 長野県	29,200		30,600	30,100	25,700	25,500	26,100	26,400	15,900	13,600
II. R+	4 F #C YEI IFI	22.222		22.222	22.222	22.222	22.222	20.100	07.000	47.000	45.700
北陸	15 新潟県	32,000		29,000	26,800	23,300	22,900	26,100	27,900	17,600	15,700
	16 富山県	31,000		28,900	26,800	23,000	23,400	26,100	27,800	17,400	16,200
	17 石川県	30,500		28,100	26,900	22,800	23,700	26,200	28,000	18,200	16,200
中部	21 岐阜県	31,600		29,200	29,100	25,300	25,400	28,200	29,000	18,400	15,900
	22 静岡県	31,100		36,500	29,000	25,300	27,000	28,000	28,900	19,000	15,700
	23 愛知県	31,100		32,900	29,100	25,300	25,600	28,100	29,000	19,700	16,200
	24 三重県	31,800		33,000	29,100	25,600	26,600	28,200	29,000	18,700	15,500
近畿	18 福井県	27,000		28,700	26,800	26,700	23,700	26,500	25,500	17,000	14,800
	25 滋賀県	29,200		29,300	26,600	26,800	24,700	27,000	26,600	16,300	13,700
	26 京都府	29,200		29,400	26,600		25,000	26,800	26,300	16,500	13,200
	27 大阪府	28,700		29,400	26,700		24,300	26,500	26,100	16,200	14,000
	28 兵庫県	28,700		29,400	26,700		24,000	26,600	26,100	16,600	13,700
	29 奈良県	29,200		29,500	26,600		25,400	27,000	26,000	16,700	13,900
	30 和歌山県	28,900		29,400	26,700		25,100	26,800	25,800	16,200	13,800
中国	31 鳥取県	24,000		25,200	22,600	24,200	21,700	21,800	25,000	16,700	13,400
	32 島根県	23,800		24,600	22,600	23,500	21,700	21,800	25,000		14,300
	33 岡山県	23,900		25,800	22,600	24,200	21,900	21,900	25,000	17,300	15,000
	34 広島県	23,800		24,600	22,600	23,300	21,600	21,800	25,000	17,200	14,700
	35 山口県	23,900		24,900	22,600	23,500	21,600	21,800	25,000	17,000	14,200
四国	36 徳島県				22,600		21,100		23,400	15,500	13,800
	37 香川県				22,600		21,100		23,400	15,600	14,000
	38 愛媛県				22,600		21,100		23,400	14.900	12,600
	39 高知県				22,600		21,100		23,400	14,200	12,000
4 .i.i.	40 福岡田			07.100	00.700	00.500	00.000	00.000	00.000	15 700	14.100
	40 福岡県			27,100	26,700	23,500	23,300	23,800	26,800	15,700	14,100
	41 佐賀県			27,200	26,800	23,600	23,200	23,900	27,100		13,900
	42 長崎県			28,300	26,900	23,600	23,400	23,900	27,300	15,900	14,800
	43 熊本県 44 大分県			27,300 27.200	27,000 26.800	23,500 23,500	23,100 23.600	23,900 23,900	26,800 26,900	15,400 15,700	13,500 12,800
	45 宮崎県			27,200	26,800	23,600	23,400	23,900	26,900	15,700	12,800
	46 鹿児島県			26,800	26,900	23,600	23,300	23,900	26,700	16,700	14,400
					·		·	, <u>-</u>			
沖縄	47 沖縄県			23,200	26,000		20,300		23,500	14,600	12,400

調査対象職種の定義・作業内容

職種	定義・作業内容
01 特殊作業員	① 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 軽機械(道路交通法第84条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの)を運転または操作して行う次の作業 イ.機械重量3t未満のブルドーザ・トラクタ(クローラ型)・バックホウ(クローラ型)・トラクタショベル(クローラ型)・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬
	ロ. 吊上げ重量1t未満のクローラクレーン、吊上げ重量5t未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 ハ. 機械重量3t未満の振動ローラ(自走式)、ランマ、タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締固め ニ. 可搬式ミキサ、バイブレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設 ホ. ピックブレーカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし へ. 動力草刈機を運転または操作して行う機械除草ト. ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作チ. コンクリートカッター、コアボーリングマシンの運転または操作
	b. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ c. ダム工事において、グリズリホッパ、トリッパ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破砕設備、製砂設備、骨材運搬設備(調整ビン機械室)を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬 d. コンクリートポンプ車の筒先作業 ② その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの
02 普通作業員	 ① 普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うものa. 人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等b. 人力による資材等の積込み、運搬、片付け等c. 人力による小規模な作業(たとえば、標識、境界ぐい等の設置)d. 人力による芝はり作業(公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く)e. 人力による除草f. ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去 ② その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの
03 軽 作 業 員	① 主として人力による軽易な次の作業を行うもの a. 軽易な清掃または後片付け b. 公園等における草むしり c. 軽易な散水 d. 現場内の軽易な小運搬 e. 準備測量、出来高管理等の手伝い f. 仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去 g. 品質管理のための試験等の手伝い ② その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの

職種	定 義 ・ 作 業 内 容
04 造 園 エ	造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの ① 樹木の植栽または維持管理 ② 公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業 a. 芝等の地被類の植付け b. 景石の据付け c. 地ごしらえ d. 園路または広場の築造 e. 池または流れの築造 f. 公園設備の設置
05 法 面 工	法面工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に 掲げる作業について主体的業務を行うもの a. モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転 b. 高所・急勾配法面における、ピックハンマ、ブレーカによる法面整形また は金網・鉄筋張り作業 c. モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ
06 と び エ	高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 足場または支保工の組立、解体等(コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く) b. 木橋の架設等 c. 杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き(杭打機の運転を除く) d. 仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等 e. 重量物(大型ブロック、大型覆工板等)の捲揚げ、据付け等(クレーンの運転を除く) f. 鉄骨材の捲揚げ(クレーンの運転を除く)
07 石 エ	石材の加工等について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 石材の加工 b. 石積みまたは石張り c. 構造物表面のはつり仕上げ
08 ブロックエ	ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの(48建築ブロックエに該当するものを除く)
09 電 エ	電気工事について相当程度の技能かつ必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの。 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去。
10 鉄 筋 工	鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における 鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの

	職	————— 種	定義・作業内容
11	鉄	骨 工	鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H. T. ボルト締めまたは建方および建方合番(相番)作業について主体的業務を行うもの(工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く)
12	塗	麦 工	塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業(塗装のための下地処理を含む)について主体的業務を行うもの(塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するものおよび23橋りょう塗装工に該当するものを除く)
13	溶	ま エ	溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接(ガス圧接を含む)または切断について主体的業務を行うもの(工場製作に従事するものを除く)
14	運転手	(特殊)	重機械(主として道路交通法第84条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの)の運転および操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 機械重量3t以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングジョベル・トラクタッパ・スクレーパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 b. 吊上げ重量1t以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量5t以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量3t以上の振動ローラ(自走式)、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしまたは締固め d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装 e. 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き f. 路面清掃車(ブラシ式フロントリフトダンプ)、除雪車(除雪グレーダ・除雪ドーザ・ロータリ除雪車(30KW級ホイール以外))等の運転または操作
15	運転手	(一般)	道路交通法第84条に規定する運転免許(大型免許、中型免許、普通免許等)を有し、主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転 b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転 c. 機械重量3t未満のトラクタ(ホイール型)・トラクタショベル(ホイール型)・バックホウ(ホイール型)等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 d. 吊上げ重量1t未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬 e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布 f. 路面清掃車(ブラシ式フロントリフトダンプ以外)、除雪車(除雪トラック・凍結防止剤散布車・ロータリ除雪車(30KW級ホイール))等の運転または操作
16	潜か	んエ	加圧された密室内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド(圧気)内において土砂の掘削、運搬等の作業を 行うもの

職種	定義・作業内容
17 潜かん世話役	加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事また はシールド工事 (圧気) についてもっぱら指導的な業務を行うもの
18 さ く 岩 エ	岩掘削作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬および さく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業(坑内作業を除く)について主体的業務 を行うもの
19 トンネル特殊エ	トンネル坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの
20 トンネル作業員	トンネル坑内における作業について普通の技能および肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの a. 各種作業についての補助的業務 b. 人力による資材運搬等 c. シールドエ事(圧気を除く)における各種作業についての補助的業務
21 トンネル世話役	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業 務を行うもの
22 橋りょう特殊エ	橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業 (工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものを除く)について 主体的業務を行うもの a. PC橋の製作のうち、グラウト、シースおよびケーブルの組立、緊張、横締 め等 b. コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、 移動等 c. コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等
23 橋りょう塗装エ	橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等(工場内を含む)について主体的業務を行うもの
24 橋りょう世話役	橋りょう関係の作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行 うもの(工場内作業を除く)
25 土木一般世話役	土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの(17潜かん世話役、21トンネル世話役または24橋りょう世話役に該当するものを除く)
26 高 級 船 員	海面での工事における作業船(土運船、台船等の雑船を除く)の各部門の長または統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする 船長、機関長、操業長等(各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等 を除く)
	以下の水面は、海面に含める(27普通船員、28潜水士、29潜水連絡員および 30潜水送気員についても同様) ① 海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面 ② 漁港法第5条により指定された漁港の区域内の水面 ③ 港湾法第4条により認可を受けた港湾区域内の水面
27 普 通 船 員	海面での工事における作業船(土運船、台船等の雑船を含む)の船員で、高級船 員以外のもの

	職	科	重	定義・作業内容
28	潜	水	±	潜水士免許を有し、海中の建設工事等のため、潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの
				〔潜水器(潜水服、靴、カブト、ホース等)の損料を含む
				「潜水士免許」とは、労働安全衛生法第 61 条に規定する免許のことをいう
29	潜	水 連 絡	員	潜水士との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの a. 潜水士と連絡して、潜降および浮上を適正に行わせる業務 b. 潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務 c. 送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水士に連絡する業務
30	潜	水送気	員	潜水士への送気の調節を行うための弁またはコックを操作する業務等を行うもの
31	Ш	林 砂 防	I	山林砂防工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防事業(主として山間遠かく地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業)に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの a. 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等 b. 人力による資材の積込み、運搬、片付け等
				c. 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等d. その他各作業について必要とされる関連業務
32	軌	道	I	軌道工事および軌道保守について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うものa. 軽機械(タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等)等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業b. 新線建設等において、レール、枕木、バラスト等を運搬配列して、軽機械(タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等)等を使用して軌道を構築する作業
33	型	わく	I	木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的 業務を行うもの a. 木製型わく(メタルフォームを含む)の製作、組立て、取付け、解体等 (坑内作業を除く) b. 木坑、木橋等の仕拵え等
34	大		I	大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の 作業について主体的業務を行うもの
35	左		官	左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人 造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行う もの
36	配	管	I	配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 配管ならびに管の撤去 b. 金属・非金属製品(管等)の加工および装着 c. 電触防護
37	は	၁ ၅	I	はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り(はつり仕上げを除く) b. 建築物の床または壁の穴あけ

職	種	定 義 ・ 作 業 内 容
38 防	水 エ	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
39 板	金工	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの(46ダクトエに該当するものを除く)
40 タ イ	ルエ	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体的業務を行うもの
41 サ ッ	シェ	サッシエ事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
42 屋 根	ふきエ	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ぶき 等の屋根ふき作業またはふきかえ作業について主体的業務を行うもの(39板金工 に該当するものを除く)
43 内	装工	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石こうボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業またはブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
44 ガ ラ	スエ	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業につ いて主体的業務を行うもの
45 建	具 エ	建具工事について相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工 及び取付作業に従事するもの
46 ダ ク	トエ	ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風 ダクトの製作および取付作業に従事するもの(39板金工に該当するものを除く)
47 保	温 工	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保 温(保冷、防露、断熱等を含む)材を装着する作業に従事するもの
49 設 備	機械工	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機器の据付け、調整または撤去作業について主体的業務を行うもの
50 交通誘	尊警備員 A	警備業者の警備員(警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう)で、交通誘導 警備業務(警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業 務をいう)に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定 合格警備員
51 交通誘	尊警備員 B	警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの

(参考)

参考職種	定義 作業 内容
48 建築ブロックエ	建築ブロック工事について相当程度の技能を有し、建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの(08ブロックエに該当するものを除く)

所定労働時間内8時間あたりの金額(単位:円)

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に保わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舎費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書をで示す。
 これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
 この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
 また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではない。
 7 この表は、「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価に対応するものである。

上段:公共工事設計労務単価 (下段):公共工事設計労務単価+必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、宿舎費等)(参考値)

**************************************	地方連絡 協議会名	都道府県名		普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とびエ	石工	ブロックエ	電工	鉄筋工	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手 (特殊)	運転手 (一般)	潜かんエ	潜かん 世話役	さく岩工	トンネル 特殊エ	トンネル作業員
T. A. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	北海道	01 北海道	23,600 (33,200)	20,000 (28,100)	17,500 (24,600)	22,700 (31,900)	30,800 (43,300)	27,700 (38,900)	-	-	25,300 (35,600)	27,300 (38,400)	28,700 (40,400)	27,800 (39,100)	30,100 (42,300)	24,900 (35,000)	20,700 (29,100)	38,400 (54,000)	47,700 (67,100)	-	43,800 (61,600)	31,100 (43,700)
C C C C C C C C C C	東北	02 青森県							-												42,300	30,000
**************************************	ŀ	03 岩玉垣																			(59,500) 44,600	(42,200) 30,200
	-																				(62,700) 44,600	(42,500) 30,100
**************************************		04 宮城県	(38,800)	(31,100)	(26,000)	(34,900)	(47,800)	(44,300)	-	(40,800)	(36,700)	(49,900)	(42,900)	(43,600)	(42,900)	(45,800)	(40,100)	(53,000)	(65,700)	(47,200)	(62,700) 43,700	(42,300) 30,900
		05 秋田県	(36,700)	(29,800)	(25,300)	(33,200)	(44,900)	(40,600)	-	(41,200)	(34,000)	(43,200)	(39,100)	(38,900)	(40,900)	(43,400)	(40,900)	(53,700)	(67,100)	(48,200)	(61,400)	(43,400)
## 1		06 山形県																			43,300 (60,900)	30,500 (42,900)
Table 1.5 1.		07 福島県	27,700	22,000	20,100	24,500	33,000	31,300	30,200	29,200	25,600	31,300	28,600	30,700	30,200	27,600	24,300	38,000	47,000	33,900	43,200 (60,700)	30,000 (42,200)
1.6 1.6																						
**************************************	関 果	08 茨城県	(35,300)	(33,700)		(35,300)	(39,600)		(43,200)	(40,800)	(36,100)	(39,600)		(40,500)	(44,600)	(39,600)	(32,300)	(49,100)	(58,300)	(49,900)	36,200 (50,900)	29,200 (41,100)
1		09 栃木県																			36,700 (51,600)	29,600 (41,600)
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		10 群馬県	24,900	23,700	17,100	25,000	31,300	26,300	29,600	28,800	24,800	27,300	26,200	26,400	30,300	25,800	21,500	35,000	41,600	35,500	39,500 (55,500)	29,500 (41,500)
1	-	11 埼玉県	26,700	24,300	16,900	24,700	29,900	30,400	30,800	29,100	27,200	30,200	27,200	30,800	31,600	29,300	25,200	34,900	41,500	35,500	34,900	29,300
1.5 1.5	-																				(49,100) 34,800	(41,200) 29,300
1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.			(38,800)	(33,600)	(23,600)	(36,300)	(41,900)	(44,300)	(44,100)	(40,900)	(38,700)	(44,100)	(38,100)	(43,700)	(44,700)	(40,100)	(35,200)	(49,200)	(58,300)	(49,900)	(48,900) 33,900	(41,200) 29,400
15 15 15 15 15 15 15 15		13 東京都	(39,800)	(35,700)	(24,700)	(36,400)	(44,400)	(43,900)	(44,100)	(41,100)	(42,300)	(43,400)	(39,400)	(46,000)	(47,500)	(40,600)	(33,200)	(49,400)	(58,500)	(50,100)	(47,700)	(41,300)
19 18 18 18 18 18 18 18		14 神奈川県	(40,100)	(35,600)	(24,200)	(35,400)	(42,000)	(44,000)	(43,900)	(40,600)	(38,900)	(40,800)	(39,400)	(46,000)	(48,600)	(42,200)	(35,400)	(49,200)	(58,500)	(49,900)	37,600 (52,900)	29,300 (41,200)
2		19 山梨県			16,800																36,400 (51,200)	29,400 (41,300)
B		20 長野県	26,200	23,200	17,800	24,900	29,700	27,500	28,800	27,100	25,400	26,600	26,600	27,700	29,500	25,800	22,200	35,200	41,900	35,700	38,400 (54,000)	29,700
1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	II. **																					
	北陸	15 新潟県	(36,700)	(30,800)	(27,700)	(33,200)	(44,900)	(38,200)			(34,600)	(40,200)	(38,700)	(39,800)	(41,800)	(36,000)	(32,800)	(54,100)	(67,100)	(48,400)	45,500 (64,000)	31,200 (43,900)
Fig. Part		16 富山県							-	-											46,400 (65,200)	30,900 (43,400)
## Part		17 石川県	28,200	24,000	18,400	23,200	34,200	30,800	-	-	26,000	30,500	30,000	29,800	30,700	26,500	24,400	38,700	47,800	34,500	46,400	31,600
1										-											(65,200)	(44,400)
2 参照機 2 か	中部	21 岐阜県								-											42,500 (59,800)	31,300 (44,000)
Part		22 静岡県		24,700		23,900	30,700				25,100	29,400	30,400	30,100	33,100	27,600	24,800	35,500	44,000		42,100 (59,200)	31,100 (43,700)
日本語		23 愛知県	27,700	23,500	18,100	24,200	32,200	30,200	-	-	23,900	28,800	28,500	29,700	32,400	27,900	25,300	35,700	44,100	33,500	41,500	31,100
 正 章 日 福井県 14.600 (24.000) (15.00		24 三重県	26,400	22,700	17,100	25,200	31,700	30,900		-	24,000	29,200	29,700	28,800	31,900	27,400	24,300	35,600	44,200	33,600	(58,300) 42,600	(43,700) 30,800
1	-	こ・二主水	(37,100)	(31,900)	(24,000)	(35,400)	(44,600)	(43,400)	-	-	(33,700)	(41,100)	(41,800)	(40,500)	(44,900)	(38,500)	(34,200)	(50,100)	(62,100)	(47,200)	(59,900)	(43,300)
*** *** *** *** *** *** *** *	近 畿	18 福井県							-												43,100 (60,600)	30,800 (43,300)
2 京都市 2-2000 12-200 15-300 24-300 28		25 滋賀県	24,700	21,300	16,300	24,300	28,900	26,600	-	29,000	23,900	27,400	25,100	27,300	29,800	25,100	22,900	35,000	42,200	28,800	43,600	30,800
2) 大阪府 (35 100 13-0		26 京都府	24,000	22,300	15,300	24,300	28,000	26,300		(40,800)	23,300	26,500	25,400	28,100	29,600	23,800	22,000	35,000	42,200	28,800	(61,300) 42,800	(43,300) 29,600
日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	-									-											(60,200) 42,500	(41,600) 29,400
2			(36,100)	(30,700)	(21,400)	(34,200)	(40,800)	(39,400)	-	28 900	(34,200)	(38,000)	(36,400)	(40,800)	(41,100)	(36,000)	(31,400)	(49,400)	(59,300)	(40,600)	(59,800) 42,100	(41,300) 29,400
日本 原本 (1.5 年間		28 兵庫県	(32,600)	(30,900)	(21,500)	(32,600)	(38,700)	(37,400)	-		(32,300)	(35,600)	(34,300)	(36,600)	(40,600)	(33,900)	(30,900)	(49,400)	(59,300)	(40,600)	(59,200)	(41,300)
中間 21,600 18,800 15,200 22,100 18,000 15,200 12,800 25,300 24,100 1 23,900 30,800 10,800 10,800 15,00 25,00 25,00 25,00 25,00 18,00 33,500 14,000 30,500 16,900		29 奈良県	(36,400)	(30,800)	(22,800)	(35,700)	(40,600)	(38,200)	-	-	(33,600)	(38,100)	(36,400)	(40,600)	(43,200)	(34,900)	(31,600)	(49,200)	(59,300)	(40,600)	43,300 (60,900)	29,600 (41,600)
19 19 19 19 19 19 19 19		30 和歌山県							-	-											41,300 (58,100)	29,300 (41,200)
18 18 18 18 18 18 18 18	中国		21 600	16.800	15 200	21 800	25 300	24 100	_	23 900	21 500	25 400	23 500	25 100	26 700	19 800	18 100	33 500	41 600	30 500	40,100	27,800
33 周山県 33 月山県 33 日山県		31 鳥取県	(30,400)	(23,600)	(21,400)	(30,700)	(35,600)	(33,900)	-		(30,200)	(35,700)	(33,000)	(35,300)	(37,500)	(27,800)	(25,400)	(47,100)	(58,500)	(42,900)	(56,400) 41,000	(39,100)
		32 島根県	(30,900)	(25,400)	(21,500)	(29,700)	(34,000)	(33,700)	-	-	(30,200)	(35,200)	(32,100)	(32,800)	(34,400)	(30,400)	(26,000)	(47,100)	(58,500)	(42,900)	(57,600)	(40,400)
日本語画		33 岡山県							-												39,200 (55,100)	28,500 (40,100)
日本語画 18.00 18.00 18.00 15.00 21.400 24.700 - - 24.00 25.100 23.000 23.000 25.000 21.900 20.000 33.000 41.700 30.600 40.000 40.000 - - 31.500 33.500 32.000 32.000 32.000 32.000 35.000 30.000 42.000 42.000 43.000		34 広島県							-	-											41,100 (57,800)	28,400 (39,900)
日本		35 山口県		18,800	15,300	21,400	25,400		-	-	22,400	25,100	23,200		25,100	21,900	20,100		41,700	30,600	41,700 (58,600)	28,700 (40,400)
1 日本																						
日本語画画画画画画画画画画画画画画画画画画画画画画画画画画画画画画画画画画画画	四国	36 徳島県				(30,700)			-	-	(33,300)	(34,400)	(34,400)	(35,300)	(37,800)		(29,100)	(49,100)	(60,700)	(38,800)	38,300 (53,800)	27,600 (38,800)
38 受援機 22,900 19,700 15,300 22,100 28,300 25,200 23,100 23,400 24,500 27,700 21,700 23,700 21,400 34,900 43,200 27,700 23		37 香川県							-	-											38,600 (54,300)	27,500 (38,700)
39 高知県 22,600 20,000 16,300 22,600 29,400 25,700 23,100 23,500 24,600 27,100 24,200 21,900 34,900 43,200 27,600 30,000 (31,800) (31,		38 愛媛県	22,900	19,700	15,300	22,100	28,300	25,200	-	-	23,100	23,400	24,500	25,100	27,000	23,700	21,400	34,900	43,200	27,700	38,500 (54,100)	27,400 (38,500)
九州 40 福岡県 25.600 21.900 14.900 22.200 27.100 27.000 29.000 26.500 24.100 26.200 23.800 27.900 24.800 22.400 38.900 45.700 34.200 (36.800) (30.800) (20.900) (31.200) (38.100) (38.000) (40.800) (37.300) (33.900) (38.800) (33.500) (37.800) (39.200) (34.900) (31.500) (51.900) (64.300) (48.100) (48.000) (48.000) (48.000) (49.800	-	39 高知県	22,600	20,100	16,300	22,600	29,400	25,700	-	-	23,100	23,500	24,600	25,400	27,100	24,200	21,900	34,900	43,200	27,600	38,600	27,500
40 信仰時間 36,000 (30,800) (20,900) (31,200) (31,200) (38,000) (48,000) (37,300) (33,900) (38,000) (37,800) (31,800) (31,800) (31,800) (31,800) (48,100)										-											(54,300)	(38,700)
41 佐賀県 22,600 18,900 14,500 22,200 26,700 25,500 26,900 23,700 25,000 24,200 27,700 27,500 27,400 23,200 37,000 45,000 34,400 34,400 38,000 (38,000) (38,000) (38,000) (38,000) (38,000) (38,000) (32,600) 52,000 46,500) 44,600	九州	40 福岡県																			40,400 (56,800)	28,500 (40,100)
42 長崎県 (32,800 19,800 15,300 22,900 26,500 25,300 29,700 26,700 22,700 25,700 23,800 27,300 21,500 37,100 46,000 34,500 43 熊本県 (24,100 20,300 16,100 32,500 32,500 32,500 32,500 32,500 33,800 33,800 33,800 33,800 33,800 33,800 32,	Ī	41 佐賀県	22,600	18,900	14,500	22,200	26,700	25,500	29,500	26,900	23,700	25,800	24,200	27,700	27,500	27,400	23,200	37,000	45,900	34,400	39,200 (55,100)	29,000
43 熊本県 24.100 20.300 16.100 22.500 27.500 22.500 27.500 28.000 28.000 28.600 22.300 27.500 27.500 27.500 24.300 22.100 37.000 34.400 38.400 38.400 38.200		42 長崎県	23,600	19,800	15,300	22,900	26,500	25,300	29,700	26,700	22,700	25,700	23,800	27,300	27,000	23,400	21,500	37,100	46,000	34,500	40,200	29,200
1.5 1.5	ł		24,100	20,300	16,100	22,500	27,800	26,500	29,600	26,500	22,300	26,500	24,100	27,200	27,500	24,300	22,100	37,200	46,100	34,400	(56,500) 40,500	(41,100) 28,100
44 人 77 幣 (32,300) (28,700) (21,400) (31,600) (38,600) (38,600) (31,800) (32,000) (38,600)	-												(33,900)	(38,200)	(38,700)			(52,300)			(56,900) 39,400	(39,500) 28,000
48 鹿児島県 28,000 (28,000) (28,000) (21,500) (31,400) (36,400) (37,000) (41,500) (36,700) (31,000) (31,000) (33,400) (37,400) (37,400) (37,000) (38,600) (32,300) (52,000) (64,500) (48,400)	-		(32,300)	(26,700)	(21,400)	(31,200)	(36,100)	(36,600)	(40,900)	(36,700)	(31,800)	(37,000)	(34,000)	(36,600)	(38,100)	(36,600)	(34,900)	(52,200)	(64,700)	(48,500)	(55,400) 41,100	(39,400)
************************************		45 宮崎県	(36,100)	(26,000)	(21,500)	(31,400)	(36,400)	(37,000)	(41,500)	(36,700)	(31,100)	(34,900)	(33,700)	(37,400)	(37,000)	(36,600)	(32,300)	(52,000)	(64,500)	(48,400)	(57,800)	(39,400)
		46 鹿児島県																			40,900 (57,500)	28,400 (39,900)
沖 縄 25.300 21.400 16.000 21.700 25.400 31.900 - - 19.900 29.200 27.700 27.500 27.200 28.600 26.400 37.300 46.300 -	沖縄		25,300	21,400	16,000	21,700	25,400	31,900	_	_	19,900	29,200	22,700	27,500	27,200	28,600	26,400	37,300	46,300	_	31,200	25,400
	/ i me	47 沖縄県							-	-										-	(43,900)	(35,700)

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に保わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舎費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書をで示す。
 これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
 この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
 また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではない。
 7 この表は、「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価に対応するものである。

上段:公共工事設計労務単価 (下段):公共工事設計労務単価+必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、宿舎費等)(参考値)

地方連絡	都道府県名	トンネル	橋りょう	橋りょう	橋りょう	土木一般	高級船員	普通船員	潜水士	潜水連絡員	潜水送気員	山林砂防工	軌道工	型わくエ	大工	左官	所定労働 配管工	時間内8時間	間あたりの金額 防水工	版(単位:円) 板金工	頁(単位:円) タイルエ
協議会名 北海道	01 北海道	世話役 43,200	特殊工 33,000	塗装工 35,400	世話役 43,600	世話役 26,900	30,400	24,900	45,600	31,500	29,700	36,500	32,900	26,400	28,100	28,300	24,100	28,200	30,200	28,700	94 <i>N</i> ±
	01 北海坦	(60,700)	(46,400)	(49,800)	(61,300)	(37,800)	(42,700)	(35,000)	(64,100)	(44,300)	(41,800)	(51,300)	(46,300)	(37,100)	(39,500)	(39,800)	(33,900)	(39,600)	(42,500)	(40,400)	
東北	02 青森県	43,600 (61,300)	32,400 (45,600)	37,200	42,300 (59,500)	32,000 (45,000)	31,400 (44,100)	25,600 (36,000)	52,200 (73,400)	34,200 (48,100)	34,000 (47,800)	-	37,800 (53,100)	33,700 (47,400)	29,600 (41,600)	30,100 (42,300)	23,600	27,400 (38,500)	26,800 (37,700)	28,000 (39,400)	22,50
	03 岩手県	43,700	32,500	(52,300) 37,300	43,800	31,900	31,500	25,500	54,300	35,600	35,800	-	37,700	34,000	30,400	31,900	(33,200) 25,200	27,400	27,000	28,200	22,500
	04 宮城県	(61,400) 43,400	(45,700) 32,300	(52,400) 37,000	(61,600) 47,900	(44,900) 32,100	(44,300) 31,300	(35,900) 25,400	(76,300) 59,400	(50,100)	(50,300) 38,700	-	(53,000) 37,800	(47,800) 38,400	(42,700) 33,000	(44,900) 34,600	(35,400) 26,400	(38,500) 27,200	(38,000) 29,600	(39,600)	(31,600
		(61,000) 44,100	(45,400) 33,300	(52,000) 37,600	(67,300) 44,100	(45,100) 33,500	(44,000) 31,800	(35,700) 25,900	(83,500) 54,500	(54,700) 35,500	(54,400) 35,500	-	(53,100) 38,200	(54,000) 30,700	(46,400) 33,000	(48,600) 30,800	(37,100) 23,100	(38,200) 27,800	(41,600) 27,800	(43,000) 28,200	(31,800
	05 秋田県	(62,000)	(46,800)	(52,900)	(62,000)	(47,100)	(44,700)	(36,400)	(76,600)	(49,900)	(49,900)	-	(53,700)	(43,200)	(46,400)	(43,300)	(32,500)	(39,100)	(39,100)	(39,600)	(32,100
	06 山形県	43,800 (61,600)	32,900 (46,300)	37,300 (52,400)	42,800 (60,200)	31,000 (43,600)	31,500 (44,300)	26,800 (37,700)	54,400 (76,500)	35,600 (50,100)	35,400 (49,800)	-	34,100 (47,900)	30,900 (43,400)	28,500 (40,100)	30,000 (42,200)	25,400 (35,700)	27,500 (38,700)	30,900 (43,400)	29,000 (40,800)	22,600
	07 福島県	43,600 (61,300)	32,500 (45,700)	37,300 (52,400)	42,700 (60,000)	29,200 (41,100)	31,500 (44,300)	26,800 (37,700)	54,400 (76,500)	35,600 (50,100)	35,700 (50,200)	-	41,700 (58,600)	28,700 (40,400)	31,600 (44,400)	30,200 (42,500)	25,900 (36,400)	27,400 (38,500)	30,500 (42,900)	29,400 (41,300)	22,600
関東		38,600	32,700	33,500	37,400	29,000		29,400	43,900	29,700	31,900	30,700			29,100	29,700	26,000	28,400	30,700	31,300	24,200
渕 宋	08 茨城県	(54,300)	(46,000)	(47,100)	(52,600)	(40,800)	38,400 (54,000)	(41,300)	(61,700)	(41,800)	(44,900)	(43,200)	54,700 (76,900)	28,700 (40,400)	(40,900)	(41,800)	(36,600)	(39,900)	(43,200)	(44,000)	(34,000
	09 栃木県	38,600 (54,300)	33,100 (46,500)	33,400 (47,000)	37,700 (53,000)	28,900 (40,600)	38,400 (54,000)	29,400 (41,300)	44,100 (62,000)	30,500 (42,900)	32,200 (45,300)	30,600 (43,000)	55,600 (78,200)	28,400 (39,900)	29,500 (41,500)	30,000 (42,200)	26,100 (36,700)	28,500 (40,100)	31,700 (44,600)	31,700 (44,600)	24,20
	10 群馬県	38,400 (54,000)	32,900 (46,300)	33,400 (47,000)	37,700 (53,000)	29,000 (40,800)	38,500 (54,100)	29,400 (41,300)	45,900 (64,500)	29,800 (41,900)	31,400 (44,100)	30,800 (43,300)	51,600 (72,500)	28,300 (39,800)	28,500 (40,100)	26,500 (37,300)	25,200 (35,400)	28,500 (40,100)	29,200 (41,100)	28,900 (40,600)	24,20
	11 埼玉県	38,600	33,700	33,500	37,900	29,400	36,400	29,400	45,700	34,400	33,600	30,600	55,700	29,800	28,700	29,800	25,800	28,500	32,900	32,200	(01,000
	12 千葉県	(54,300) 38,500	(47,400) 33,100	(47,100) 33,500	(53,300) 37,900	(41,300) 30,000	(51,200) 36,400	(41,300) 29,400	(64,300) 45,700	(48,400) 34,400	(47,200) 33,700	(43,000) 30,600	(78,300) 57,000	(41,900) 28,900	(40,400) 28,700	(41,900) 30,300	(36,300) 26,300	(40,100) 28,500	(46,300) 33,000	(45,300) 32,300	
		(54,100)	(46,500) 32,900	(47,100) 33,600	(53,300)	(42,200) 31,000	(51,200) 36,600	(41,300) 29,500	(64,300) 47,200	(48,400) 34,500	(47,400) 33,500	(43,000) 30,700	(80,100) 54,400	(40,600)	(40,400) 28,800	(42,600) 30,800	(37,000) 27,000	(40,100) 28,600	(46,400) 34,200	(45,400) 32,400	-
	13 東京都	(54,000)	(46,300)	(47,200)	(54,100)	(43,600)	(51,500)	(41,500)	(66,400)	(48,500)	(47,100)	(43,200)	(76,500)	(42,200)	(40,500)	(43,300)	(38,000)	(40,200)	(48,100)	(45,600)	<u> </u>
	14 神奈川県	38,400 (54,000)	32,600 (45,800)	33,600 (47,200)	37,600 (52,900)	31,400 (44,100)	36,500 (51,300)	29,400 (41,300)	46,300 (65,100)	33,500 (47,100)	32,200 (45,300)	30,700 (43,200)	52,800 (74,200)	29,900 (42,000)	28,700 (40,400)	29,900 (42,000)	25,600 (36,000)	28,500 (40,100)	31,300 (44,000)	31,700 (44,600)	
	19 山梨県	38,700 (54,400)	32,900 (46,300)	33,600 (47,200)	36,900 (51,900)	29,800 (41,900)	36,400 (51,200)	29,300 (41,200)	46,800 (65,800)	32,900 (46,300)	32,300 (45,400)	30,700 (43,200)	52,300 (73,500)	30,000 (42,200)	28,900 (40,600)	29,500 (41,500)	25,600 (36,000)	28,500 (40,100)	30,900 (43,400)	31,300 (44,000)	
	20 長野県	38,400 (54,000)	33,100 (46,500)	33,800 (47,500)	36,500 (51,300)	29,000 (40,800)	36,700 (51,600)	29,400 (41,300)	44,900 (63,100)	31,200 (43,900)		30,800 (43,300)	46,300 (65,100)	26,400 (37,100)	28,200 (39,600)	25,500 (35,900)	24,900 (35,000)	28,700 (40,400)	28,800 (40,500)	29,300 (41,200)	24,700
II. **																					
北陸	15 新潟県	48,200 (67,800)	35,800 (50,300)	43,100 (60,600)	41,400 (58,200)	26,900 (37,800)	35,400 (49,800)	27,700 (38,900)	48,200 (67,800)	30,600 (43,000)	32,500 (45,700)	32,000 (45,000)	34,400 (48,400)	26,700 (37,500)	27,800 (39,100)	27,600 (38,800)	24,800 (34,900)	28,900 (40,600)	27,100 (38,100)	28,900 (40,600)	23,600
	16 富山県	47,800 (67,200)	35,700 (50,200)	43,100 (60,600)	42,500 (59,800)		33,800 (47,500)	27,600 (38,800)	49,000 (68,900)	30,700 (43,200)	33,300 (46,800)	31,300 (44,000)	39,800	29,600 (41,600)	28,500 (40,100)	28,600 (40,200)	24,900 (35,000)	28,800 (40,500)	27,100 (38,100)	29,300 (41,200)	-
	17 石川県	48,100	36,100	43,300	43,500	30,700	34,000	27,900	47,500	31,900	31,500	31,500	40,700	29,100	28,600	28,200	25,300	29,000	28,300	29,800	-
		(67,600)	(50,800)	(60,900)	(61,200)	(43,200)	(47,800)	(39,200)	(66,800)	(44,900)	(44,300)	(44,300)	(57,200)	(40,900)	(40,200)	(39,600)	(35,600)	(40,800)	(39,800)	(41,900)	
中部	21 岐阜県	43,900 (61,700)	33,500 (47,100)	38,000 (53,400)	39,600 (55,700)	29,300 (41,200)	33,800 (47,500)	26,600 (37,400)	43,400 (61,000)	29,400 (41,300)	26,800 (37,700)	32,800 (46,100)	45,100 (63,400)	30,200 (42,500)	31,300 (44,000)	26,900 (37,800)	24,200 (34,000)	28,200 (39,600)	27,100 (38,100)	29,300 (41,200)	
	22 静岡県	43,800	34,300	38,000	39,900	29,500	33,600	26,500	49,500	31,900	30,300	32,500	48,300	28,400	31,200	28,400	24,300	28,200	29,800	30,500	25,000
	23 愛知県	(61,600) 43,900	(48,200) 33,400	(53,400) 38,100	(56,100) 39,200	29,300	(47,200) 33,700	(37,300) 26,600	(69,600) 46,600	31,300	(42,600) 27,200	(45,700) 32,700	(67,900) 45,900	(39,900)	(43,900) 31,700	27,600	(34,200) 24,600	(39,600) 28,200	(41,900) 29,300	(42,900) 29,700	(35,200)
		(61,700) 43,900	(47,000) 33,500	(53,600) 38,200	(55,100) 40,800	(41,200) 28,300	(47,400) 33,400	(37,400) 26,400	(65,500) 46,600	(44,000) 30,500	(38,200) 27,100	(46,000) 32,600	(64,500) 47,500	(42,900) 28,500	(44,600) 31,300	(38,800) 27,000	(34,600) 24,900	(39,600) 28,300	(41,200) 29,200	(41,800) 31,800	
	24 三重県	(61,700)	(47,100)	(53,700)	(57,400)	(39,800)	(47,000)	(37,100)	(65,500)	(42,900)	(38,100)	(45,800)	(66,800)	(40,100)	(44,000)	(38,000)	(35,000)	(39,800)	(41,100)	(44,700)	-
近 畿	18 福井県	43,000	32,800	32,200	40,000	26,600	31,000	24,500	37,500	27,200	29,700	26,500	40,600	27,100	25,500	25,700	23,800	28,900	26,100	26,900	<u> </u>
	25 滋賀県	(60,500) 43,800	(46,100) 32,400	(45,300) 31,900	(56,200) 39,500	(37,400) 26,900	(43,600) 29,000	(34,400) 24,700	(52,700) 37,700	(38,200)	(41,800) 29,400	(37,300) 26,400	(57,100) 40,700	(38,100) 27,500	(35,900) 26,600	(36,100) 26,600	(33,500) 24,500	(40,600) 28,800	(36,700) 26,800	(37,800) 26,900	
		(61,600) 43,200	(45,600) 32,400	(44,900) 31,900	(55,500) 39,500	(37,800) 26,500	(40,800) 29,000	(34,700) 24,700	(53,000) 37,200	(39,800) 28,300	(41,300) 29,200	(37,100) 26,400	(57,200) 41,300	(38,700) 28,400	(37,400) 26,300	(37,400) 26,900	(34,400) 24,400	(40,500) 28,800	(37,700) 26,800	(37,800) 27,500	
	26 京都府	(60,700)	(45,600)	(44,900)	(55,500)	(37,300)	(40,800)	(34,700)	(52,300)	(39,800)	(41,100)	(37,100)	(58,100)	(39,900)	(37,000)	(37,800)	(34,300)	(40,500)	(37,700)	(38,700)	-
	27 大阪府	42,900 (60,300)	32,800 (46,100)	31,900 (44,900)	40,300 (56,700)	27,500 (38,700)	31,100 (43,700)	24,800 (34,900)	38,200 (53,700)		29,700 (41,800)	26,400 (37,100)	43,000 (60,500)	30,000 (42,200)	26,400 (37,100)	27,100 (38,100)	25,000 (35,200)	28,800 (40,500)	26,900 (37,800)		
	28 兵庫県	43,100 (60,600)	32,800 (46,100)	32,100 (45,100)	39,900 (56,100)	26,100 (36,700)	29,800 (41,900)	24,400 (34,300)	39,200 (55,100)	-	30,300 (42,600)	26,400 (37,100)	40,300 (56,700)	28,200 (39,600)	26,200 (36,800)	25,700 (36,100)	22,500 (31,600)	28,800 (40,500)	26,000 (36,600)	28,000 (39,400)	
	29 奈良県	43,900	32,400	31,900	39,400	27,700	30,400	24,800	37,400	28,300	29,600	26,400	44,200	29,600	26,600	27,700	25,000	28,800	26,800	27,500	
	30 和歌山県	(61,700) 43,200	(45,600) 32,400	(44,900) 32,000	(55,400) 39,500	(38,900) 27,800	(42,700) 29,100	(34,900) 24,800	(52,600) 37,400	(39,800) 28,300	(41,600) 29,100	(37,100) 26,400	(62,100) 41,800	(41,600) 30,000	(37,400) 26,400	(38,900) 27,200	(35,200) 24,000	(40,500) 28,900	(37,700) 26,600	(38,700) 27,600	
	30 AUSAMS	(60,700)	(45,600)	(45,000)	(55,500)	(39,100)	(40,900)	(34,900)	(52,600)	(39,800)	(40,900)	(37,100)	(58,800)	(42,200)	(37,100)	(38,200)	(33,700)	(40,600)	(37,400)	(38,800)	
中国	31 鳥取県	44,000 (61,900)	28,700 (40,400)	29,000	36,000 (50,600)	24,300	28,900	23,300	44,100 (62,000)	30,600	31,000 (43,600)	-	37,500	24,400	23,500	22,400	21,500	26,600 (37,400)	25,900 (36,400)	24,000	-
	32 島根県	44,000	28,700	(40,800) 29,000	35,600	(34,200) 23,300	28,900	(32,800) 23,300	44,300	(43,000) 32,300	31,200	-	(52,700) 31,300	23,500	23,900	(31,500) 21,600	(30,200) 21,200	26,900	24,600	(33,700) 23,500	
	33 岡山県	(61,900) 44,400	(40,400) 29,000	(40,800) 29,000	(50,100) 36,000	(32,800) 25,000	(40,600) 29,400	(32,800) 23,300	(62,300) 44,100	(45,400) 30,700	(43,900) 31,200	-	(44,000) 35,800	(33,000) 25,300	(33,600) 23,500	(30,400) 22,700	(29,800) 22,200	(37,800) 26,700	(34,600) 26,300	(33,000) 23,900	-
		(62,400) 43,900	(40,800) 29,000	(40,800) 29,000	(50,600) 36,000	(35,200)	(41,300) 29,000	(32,800) 23,800	(62,000) 44,900	(43,200) 32,700	(43,900) 31,500	-	(50,300) 31,400	(35,600) 24,600	(33,000) 23,800	(31,900) 22,400	(31,200) 21,400	(37,500) 26,800	(37,000) 25,300	(33,600) 23,200	
	34 広島県	(61,700)	(40,800)	(40,800)	(50,600)	(34,000)	(40,800)	(33,500)	(63,100)	(46,000)	(44,300)	-	(44,100)	(34,600)	(33,500)	(31,500)	(30,100)	(37,700)	(35,600)	(32,600)	
	35 山口県	44,100 (62,000)	29,000 (40,800)	29,000 (40,800)	36,000 (50,600)	24,800 (34,900)	28,900 (40,600)	23,100 (32,500)	45,000 (63,300)	32,700 (46,000)	31,600 (44,400)	-	31,600 (44,400)	23,600 (33,200)	24,100 (33,900)	22,000 (30,900)	21,700 (30,500)	27,000 (38,000)	25,000 (35,200)	23,600 (33,200)	
四国		39,700	31,700	32,000	36,800	26,400	38,300	29,200	47,700		25,100	25,100	32,400	25,900		25,000	22,000		25,000		
(8)	36 徳島県	(55,800)	(44,600)	(45,000)	(51,700)	(37,100)	(53,800)	(41,100)	(67,100)	-	(35,300)	(35,300)	(45,600)	(36,400)	_	(35,200)	(30,900)	-	(35,200)	-	
	37 香川県	39,900 (56,100)	31,600 (44,400)	32,000 (45,000)	37,200 (52,300)	26,400 (37,100)	38,400 (54,000)	30,500 (42,900)	48,500 (68,200)		25,600 (36,000)	25,100 (35,300)	32,400 (45,600)	25,800 (36,300)	-	25,000 (35,200)	23,000 (32,300)	-	25,100 (35,300)		
	38 愛媛県	39,900 (56,100)	31,400 (44,100)	32,100 (45,100)	35,900 (50,500)	27,700 (38,900)	38,100 (53,600)	29,200 (41,100)	48,300 (67,900)	-	25,200 (35,400)	25,200 (35,400)	32,400 (45,600)	25,700 (36,100)	_	24,800 (34,900)	21,900 (30,800)	-	24,800 (34,900)	-	
	39 高知県	39,600	31,700	32,100	36,800	26,200	38,100	28,700	48,100	-	25,300	25,100	32,400	25,300	-	24,700	21,600	-	24,800	-	
		(55,700)	(44,600)	(45,100)	(51,700)	(36,800)	(53,600)	(40,400)	(67,600)		(35,600)	(35,300)	(45,600)	(35,600)	-	(34,700)	(30,400)	-	(34,900)	_	
九州	40 福岡県	43,400 (61,000)	31,700 (44,600)	32,200 (45,300)	37,900 (53,300)	29,000 (40,800)	33,100 (46,500)	25,800 (36,300)	41,100 (57,800)	27,000 (38,000)		-	32,800 (46,100)	25,800 (36,300)	25,600 (36,000)	26,000 (36,600)	22,800 (32,100)	27,700 (38,900)	26,500 (37,300)	25,400 (35,700)	
	41 佐賀県	43,700	31,800 (44,700)	32,400 (45,600)	38,300 (53,800)	27,700	33,000 (46,400)	25,900 (36,400)	41,400	27,100	28,000	-	34,400 (48,400)	28,000	25,800	26,200 (36,800)	22,400	27,900	26,800 (37,700)	25,600 (36,000)	
	42 長崎県	43,700	31,800	32,500	38,300	27,300	31,700	24,900	41,100	26,900	27,700	-	33,900	25,600	25,700	26,100	22,300	27,800	26,400	25,800	
		(61,400) 43,600	(44,700) 31,800	(45,700) 32,400	(53,800) 36,900	(38,400) 28,400	(44,600) 33,200	(35,000) 25,300	(57,800) 41,300	(37,800) 27,100		-	(47,700) 33,800	(36,000) 25,800	(36,100) 25,800	(36,700) 25,700	(31,400) 21,900	(39,100) 27,800	(37,100) 26,600	(36,300) 25,400	
	43 熊本県	(61,300) 43,700	(44,700) 31,800	(45,600) 32,500	(51,900) 37,500	(39,900)	(46,700) 33,100	(35,600) 25,500	(58,100) 41,400	(38,100)	(39,200)	-	(47,500) 33,600	(36,300) 25,000	(36,300) 25,500	(36,100) 25,800	(30,800)	(39,100) 27,800	(37,400)	(35,700) 25,600	
	44 大分県	(61,400)	(44,700)	(45,700)	(52,700)	(40,400)	(46,500)	(35,900)	(58,200)	(38,000)	(39,100)	-	(47,200)	(35,200)	(35,900)	(36,300)	(31,900)	(39,100)	(37,400)	(36,000)	
	45 宮崎県	43,700 (61,400)	31,800 (44,700)	32,400 (45,600)	38,100 (53,600)	29,100 (40,900)	31,700 (44,600)	24,900 (35,000)	41,300 (58,100)	26,900 (37,800)		-	33,200 (46,700)	26,200 (36,800)	25,300 (35,600)	25,700 (36,100)	21,700 (30,500)	27,900 (39,200)	26,300 (37,000)	25,500 (35,900)	
	46 鹿児島県	43,600 (61,300)	31,800 (44,700)	32,500 (45,700)	38,400 (54,000)		31,500 (44,300)	24,900 (35,000)	41,500 (58.300)	27,000 (38,000)		-	33,400 (47,000)	28,800 (40,500)	25,900 (36,400)	26,200 (36,800)	22,100	27,800 (39,100)	26,400 (37,100)	25,600 (36,000)	
													(77,000)		(50,400)			(03,100)		(00,000)	
沖縄	47 沖縄県	41,000 (57,600)	37,800 (53,100)	28,500 (40,100)	44,000 (61,900)	30,700 (43,200)	27,700 (38,900)	25,300 (35,600)	49,200 (69,200)	31,400 (44,100)		-		29,800 (41,900)	-	28,500 (40,100)	20,300 (28,500)	-	35,000 (49,200)	_	-

参考公表:建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に保わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舎費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書をで示す。
 これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
 この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
 また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではない。
 7 この表は、「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価に対応するものである。

上段:公共工事設計労務単価 (下段):公共工事設計労務単価+必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、宿舎費等)(参考値)

14十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二										引あたりの金額	
地方連絡協議会名	都道府県名	サッシエ	屋根ふきエ	内装工	ガラスエ	建具工	ダクトエ	保温工	設備機械工	交通誘導 警備員A	交通誘導 警備員B
北海道	01 北海道	28,100 (39,500)	-	27,100 (38,100)	24,200 (34,000)	-	23,600 (33,200)	27,200 (38,200)	27,100 (38,100)	16,900 (23,800)	14,000 (19,700)
東北	02 青森県	30,200	-	26,600	25,600	25,800	22,400	25,400	26,200	15,600	13,500
		(42,500) 30,200	-	(37,400) 26,800	(36,000) 25,600	(36,300) 25,800	(31,500) 22,600	(35,700) 25,300	(36,800) 26,000	(21,900) 16,500	(19,000) 14,100
	03 岩手県	(42,500)	-	(37,700)	(36,000)	(36,300)	(31,800)	(35,600)	(36,600)	(23,200)	(19,800)
	04 宮城県	32,400 (45,600)	-	29,300 (41,200)	25,200 (35,400)	25,900 (36,400)	23,200 (32,600)	25,300 (35,600)	26,100 (36,700)	18,200 (25,600)	15,200 (21,400)
	05 秋田県	30,900 (43,400)	_	27,200 (38,200)	25,900 (36,400)	26,100 (36,700)	22,800 (32,100)	25,700 (36,100)	26,500 (37,300)	16,000 (22,500)	13,500 (19,000)
	06 山形県	30,100	-	28,400	25,600	25,200	24,100	25,500	26,300	17,900	15,100
	07 福島県	(42,300) 30,700	31,500	(39,900) 29,200	(36,000) 25,600	(35,400) 26,700	(33,900) 23,700	(35,900) 25,500	(37,000) 26,100	(25,200) 18,200	(21,200) 15,200
	07 ішадяк	(43,200)	(44,300)	(41,100)	(36,000)	(37,500)	(33,300)	(35,900)	(36,700)	(25,600)	(21,400)
関東	08 茨城県	30,500	-	31,300	29,800	26,900	26,600	26,100	26,400	17,900	16,400
	09 栃木県	(42,900) 30,600	-	(44,000) 31,900	(41,900) 29,700	(37,800) 26,900	(37,400) 26,300	(36,700) 26,100	(37,100) 26,400	(25,200) 17,500	(23,100) 15,200
		(43,000) 29,500	-	(44,900) 31,000	(41,800) 29,800	(37,800) 25,700	(37,000) 25,400	(36,700) 26,100	(37,100) 26,400	(24,600) 16,700	(21,400) 14,800
	10 群馬県	(41,500)	-	(43,600)	(41,900)	(36,100)	(35,700)	(36,700)	(37,100)	(23,500)	(20,800)
	11 埼玉県	30,100 (42,300)	-	31,500 (44,300)	29,800 (41,900)	26,800 (37,700)	26,900 (37,800)	26,100 (36,700)	26,400 (37,100)	17,700 (24,900)	15,900 (22,400)
	12 千葉県	30,200 (42,500)	-	30,900 (43,400)	29,800 (41,900)	26,900 (37,800)	26,500 (37,300)	26,100 (36,700)	26,400 (37,100)	18,300 (25,700)	16,000 (22,500)
	13 東京都	30,400	-	31,300	29,900	26,900	27,000	26,200	26,400	19,000	16,600
		(42,700) 29,900	-	(44,000) 31,700	(42,000) 29,900	(37,800) 25,700	(38,000) 26,000	(36,800) 26,100	(37,100) 26,400	(26,700) 18,800	(23,300) 16,600
	14 神奈川県	(42,000) 30,100	-	(44,600) 31,900	(42,000) 29,900	(36,100) 25,700	(36,600) 25,900	(36,700) 26,100	(37,100) 26,400	(26,400) 17,200	(23,300) 15,200
	19 山梨県	(42,300)	-	(44,900)	(42,000)	(36,100)	(36,400)	(36,700)	(37,100)	(24,200)	(21,400)
	20 長野県	29,200 (41,100)	-	30,600 (43,000)	30,100 (42,300)	25,700 (36,100)	25,500 (35,900)	26,100 (36,700)	26,400 (37,100)	15,900 (22,400)	13,600 (19,100)
北陸		32,000	_	29,000	26,800	23,300	22,900	26,100	27,900	17,600	15,700
46 座	15 新潟県	(45,000)	-	(40,800)	(37,700)	(32,800)	(32,200)	(36,700)	(39,200)	(24,700)	(22,100)
	16 富山県	31,000 (43,600)	-	28,900 (40,600)	26,800 (37,700)	(32,300)	23,400 (32,900)	26,100 (36,700)	27,800 (39,100)	17,400 (24,500)	16,200 (22,800)
	17 石川県	30,500 (42,900)	-	28,100 (39,500)	26,900 (37,800)	22,800 (32,100)	23,700 (33,300)	26,200 (36,800)	28,000 (39,400)	18,200 (25,600)	16,200 (22,800)
中部	21 岐阜県	31,600 (44,400)	-	29,200 (41,100)	29,100 (40,900)	25,300 (35,600)	25,400 (35,700)	28,200 (39,600)	29,000 (40,800)	18,400 (25,900)	15,900 (22,400)
	22 静岡県	31,100 (43,700)	-	36,500 (51,300)	29,000 (40,800)	25,300 (35,600)	27,000 (38,000)	28,000 (39,400)	28,900 (40,600)	19,000 (26,700)	15,700 (22,100)
	23 愛知県	31,100	_	32,900	29,100	25,300	25,600	28,100	29,000	19,700	16,200
		(43,700) 31,800	-	(46,300) 33,000	(40,900) 29,100	(35,600) 25,600	(36,000) 26,600	(39,500) 28,200	(40,800) 29,000	(27,700) 18,700	(22,800) 15,500
	24 三重県	(44,700)	-	(46,400)	(40,900)	(36,000)	(37,400)	(39,600)	(40,800)	(26,300)	(21,800)
近 畿	18 福井県	27,000	-	28,700	26,800	26,700	23,700	26,500	25,500	17,000	14,800
	25 滋賀県	(38,000) 29,200	-	(40,400) 29,300	(37,700) 26,600	(37,500) 26,800	(33,300) 24,700	(37,300) 27,000	(35,900) 26,600	(23,900) 16,300	(20,800) 13,700
		(41,100) 29,200	-	(41,200) 29,400	(37,400) 26,600	(37,700)	(34,700) 25,000	(38,000) 26,800	(37,400) 26,300	(22,900) 16,500	(19,300) 13,200
	26 京都府	(41,100)	-	(41,300)	(37,400)	-	(35,200)	(37,700)	(37,000)	(23,200)	(18,600)
	27 大阪府	28,700 (40,400)	-	29,400 (41,300)	26,700 (37,500)	-	24,300 (34,200)	26,500 (37,300)	26,100 (36,700)	16,200 (22,800)	14,000 (19,700)
	28 兵庫県	28,700 (40,400)	-	29,400 (41,300)	26,700 (37,500)		24,000 (33,700)	26,600 (37,400)	26,100 (36,700)	16,600 (23,300)	13,700 (19,300)
	29 奈良県	29,200	-	29,500	26,600	-	25,400	27,000	26,000	16,700	13,900
	30 和歌山県	(41,100) 28,900	-	(41,500) 29,400	(37,400) 26,700	_	(35,700) 25,100	(38,000) 26,800	(36,600) 25,800	(23,500) 16,200	(19,500) 13,800
	оо чикашик	(40,600)	-	(41,300)	(37,500)	-	(35,300)	(37,700)	(36,300)	(22,800)	(19,400)
中国	31 鳥取県	24,000 (33,700)	-	25,200 (35,400)	22,600 (31,800)	24,200 (34,000)	21,700 (30,500)	21,800	25,000 (35,200)	16,700 (23,500)	13,400 (18,800)
	32 島根県	23,800	_	24,600	22,600	23,500	21,700	21,800	25,000	16,700	14,300
		(33,500) 23,900	-	(34,600) 25,800	(31,800) 22,600	(33,000) 24,200	(30,500)	(30,700)	(35,200) 25,000	(23,500) 17,300	(20,100) 15,000
	33 岡山県	(33,600) 23,800	-	(36,300) 24,600	(31,800) 22,600	(34,000) 23,300	(30,800) 21,600	(30,800) 21,800	(35,200) 25,000	(24,300) 17,200	(21,100) 14,700
	34 広島県	(33,500)	-	(34,600)	(31,800)	(32,800)	(30,400)	(30,700)	(35,200)	(24,200)	(20,700)
	35 山口県	23,900 (33,600)	-	24,900 (35,000)	22,600 (31,800)	(33,000)	21,600 (30,400)	21,800	25,000 (35,200)	17,000 (23,900)	14,200 (20,000)
四国		_	_		22.600		21,100		23.400	15,500	13,800
	36 徳島県	-	-	-	(31,800)	-	(29,700)	-	(32,900)	(21,800)	(19,400)
	37 香川県	-	-	-	22,600 (31,800)	-	21,100 (29,700)	-	23,400 (32,900)	15,600 (21,900)	14,000 (19,700)
	38 愛媛県	-	-		22,600 (31,800)		21,100 (29,700)	-	23,400	14,900 (20,900)	12,600 (17,700)
	39 高知県	-	-	_	22,600	-	21,100	-	23,400	14,200	12,000
		-	-		(31,800)	_	(29,700)		(32,900)	(20,000)	(16,900)
九州	40 福岡県	-	_	27,100 (38,100)	26,700 (37,500)	23,500 (33,000)	23,300 (32,800)	23,800 (33,500)	26,800 (37,700)	15,700 (22,100)	14,100 (19,800)
	41 佐賀県	-	-	27,200	26,800	23,600	23,200	23,900	27,100	15,700	13,900
	42 長崎県		-	(38,200) 28,300	(37,700) 26,900	(33,200) 23,600	(32,600) 23,400	(33,600) 23,900	(38,100) 27,300	(22,100) 15,900	(19,500) 14,800
			-	(39,800) 27,300	(37,800) 27,000	(33,200)	(32,900) 23,100	(33,600)	(38,400) 26,800	(22,400) 15,400	(20,800)
	43 熊本県	-	-	(38,400)	(38,000)	(33,000)	(32,500)	(33,600)	(37,700)	(21,700)	(19,000)
	44 大分県		-	27,200 (38,200)	26,800 (37,700)	23,500 (33,000)	23,600 (33,200)	23,900 (33,600)	26,900 (37,800)	15,700 (22,100)	12,800 (18,000)
	45 宮崎県		-	27,000 (38,000)	26,800 (37,700)	23,600 (33,200)	23,400 (32,900)	23,900 (33,600)	26,700 (37,500)	15,700 (22,100)	12,400 (17,400)
	46 鹿児島県	-	-	26,800	26,900	23,600	23,300	23,900	26,700	16,700	14,400
		-	-	(37,700)	(37,800)	(33,200)	(32,800)	(33,600)	(37,500)	(23,500)	(20,200)
沖縄	47 沖縄県	-	-	23,200 (32,600)	26,000 (36,600)	-	20,300	-	23,500	14,600 (20,500)	12,400
		_		(32,000)	(30,000)	-	(28,500)		(33,000)	(20,500)	(17,400)

(1)参考

今回の調査(令和5年10月調査)において、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価としての設定に 至らなかった職種は次の表のとおりである。

職種

建築ブロックエ

(2) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の事業主負担額(試算)の参考公表

○ 公共工事設計労務単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、雇用保険、健康保険及び厚生年金 保険の事業主負担額等は含まれていない。これらの事業主負担額の費用は、積算上、現場管理費等に含まれ ている。

	種類	労働保険	社会	保険		日当たり賃金	
	1±W	雇用保険	健康保険 (介護保険を含む)	厚生年金保険 (子ども・子育で拠出金を含	社会保険料の 事業主負担額	+ 社会保険料の	日当たりに対する
日当たり 賃金	標準報酬 負担率 月額	1. 150%	5. 725%	9. 510%	(月当たり)	事業主負担額 (日当たり)	割合
7, 500	170, 000	1, 898	9, 733	16, 167	27, 798	8, 764	116.8%
10, 000	220, 000	2, 530	12, 595	20, 922	36, 047	11, 639	116.4%
12, 500	280, 000	3, 163	16, 030	26, 628	45, 821	14, 583	116. 7%
15, 000	340, 000	3, 795	19, 465	32, 334	55, 594	17, 527	116.8%
17, 500	380, 000	4, 428	21, 755	36, 138	62, 321	20, 333	116. 2%
20, 000	440, 000	5, 060	25, 190	41, 844	72, 094	23, 277	116.4%
22, 500	500, 000	5, 693	28, 625	47, 550	81, 868	26, 221	116.5%
25, 000	560, 000	6, 325	32, 060	53, 256	91, 641	29, 166	116. 7%
27, 500	620, 000	6, 958	35, 495	58, 962	101, 415	32, 110	116.8%
30, 000	650, 000	7, 590	37, 213	58, 962	103, 765	34, 717	115. 7%

(単位:円)

※ 雇用保険:労働者を雇用する事業所における一般被保険者一人当たりの事業主負担額を試算。

事業主負担額は、日当たり賃金別に月22日労働と仮定した場合の月当たり賃金を元に算定。

(例:日当たり賃金 15,000 円×22 日=月当たり賃金 330,000 円)

健康保険・厚生年金保険:法人及び常時5人以上の従業員を使用する個人事業所における被保険者一人当たりの事業主負担額を試算。

事業主負担額は、日当たり賃金別に月 22 日労働と仮定した場合の標準報酬月額(賞与等を含まない)を元に算定。厚生年金保険の標準報酬月額の上限額は 620,000 円。

(例:日当たり賃金 15,000 円×22 日=月当たり賃金 330,000 円 → 報酬月額 330,000 円以上 350,000 円未満の標準報酬月額は 340,000 円)

「健康保険」は、全国健康保険協会管掌健康保険(東京都)の保険料額。介護保険料を含む。

「厚生年金保険」は、子ども・子育で拠出金を含む(厚生年金基金加入員を除く) 「社会保険料の事業主負担額(日当たり)」は、「社会保険料の事業主負担額(月当たり)」を22日で除して算定。

小数点以下は四捨五入して算定。

令和6年1月時点の保険料率

建設労働者等の雇用に伴う必要経費を含む金額の参考公表



現状

- ・公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
- ・建設労働者等の賃金相当額であって、労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない

(必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される)

※労働者の雇用に伴う必要経費 : 法定福利費、労務管理費、安全管理費など



課題

 $\overline{+}$

建設労働者等が受け取る賃金をもとに設定している公共工事 設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経 費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられ る結果、技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられている との指摘がある。

労働者の雇用に伴い必要な経費の内訳

労務費(賃金)

100%

(労働者が負担する保険料を含んでいる)

その他人件費

福利厚生費等

法定福利費、労務管理費 等

安全管理費、宿舎費、送迎費等

23%

(必要経費)

現場作業にかかる経費

18%

41%

(注1)数値は、全国調査を基に試算した参考値

(注2) 上記のうち、少なくとも労務費(賃金)及び法定福利費は、実際の施工に当た る技能労働者を雇用する建設企業が負担する費用である

対策

公共工事設計労務単価と、労働者の雇用に伴う<u>必要経費を含む金額</u>とを<u>並列表示</u>し、 公共工事設計労務単価には必要経費が含 まれていないことを明確化する。

並列表示イメージ

都道府県名	普通作業員	交通誘導 警備員A
△△県	18,100	12,600
ムム宗	(25,400)	(17,700)
□□県	19,200	12,800
ロロ床	(27,000)	(18,000)
_		

上段:公共工事設計労務単価

(下段):公共工事設計労務単価+必要経費